

2023年12月5日号

【助成金情報】介護離職防止を支援

1分でわかる！

**会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信**

おはようございます。桑原事務所の弘中です。

街中は早くもクリスマスのイルミネーションが飾られはじめました。

これから忘年会などのイベントもあり、なにかと気忙しい季節となりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか？

さて、今日は両立支援助成金の中の介護離職防止支援コースをご紹介します。

この助成金は介護休業を取得する労働者に対して、介護支援プランを策定し、そのプランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ会社に対して以下の4つの場合に助成金が支給されます。

- (1) 休業取得時：介護支援プランに基づき介護休業を取得させた場合
- (2) 職場復帰時：休業取得時の同一の介護休業について職場復帰させた場合
- (3) 介護両立支援制度：介護支援プランに基づき介護と仕事の両立ができる制度を利用させた場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症の家族を介護するための特別有給休暇を取得させた場合

それぞれ助成額は次のとおりです。

	支給額	支給人数
休業取得時	30万円	1年度5人まで
職場復帰時	30万円	休業取得時と同一労働者
介護両立支援制度	30万円	1年度5人まで
新型コロナウイルス感染症対応特例	① 休暇日数5日以上10日未満 20万円 ② 休暇日数合計10日以上 35万円	1年度5人まで

申請までの流れ（休業取得時の例）

・就業規則等へ支援制度の明文化をし、それを労働者へ周知する。

↓

・従業員が家族の介護に直面した時に面談し、介護支援プランを作成する。

↓

・介護休業の開始から1年以内に合計5日以上介護休業を取得

↓

・2か月以内に助成金申請

政府は介護離職ゼロ政策を掲げており、今回ご紹介した助成金もこの政策に基づく制度です。助成金を取りこぼさないための第一歩は、まず助成金制度を“知る”ことですので、ぜひこのメルマガを通じて皆さまにも存在を知っていただければ幸いです。

助成制度の詳細につきましては、お気軽に当事務所までお尋ねください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
